

議案第 13 号

川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償  
条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市固定資産評価審査委員会条例及び川崎市消防団員等公務災害補償  
条例の一部を改正する条例

(川崎市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 川崎市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年川崎市条例第 49 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 436 条の規定に基き」を「第 432 条第 2 項において読み  
替えて準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項  
並びに法第 433 条第 9 項及び第 436 条の規定に基づき」に改める。

第 4 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3  
号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る固定資産課税台帳に登録された価格

第 4 条第 3 項中「あるとき」を「ある場合」に、「互選したとき、」を「互  
選した場合」に、「するときは」を「する場合には」に、「行政不服審査法  
（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項に規定する書面を添附しなけ

なければならない」を「その資格を証する書面を添付しなければならない」に改め、同条第4項中「あるときは、」を「ある場合にあつては」に、「総代を互選したときは総代、」を「審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代、審査申出人が」に、「するときは」を「する場合にあつては」に改め、同条第5項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第2項を削る。

第6条の見出し中「却下」を「補正」に改め、同条第1項中「欠陥」を「不備」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、前項の場合において、審査申出人が前項の期限までに不備を補正しなかったときは、当該審査の申出を却下することができる。

第7条を次のように改める。

(書面審理)

第7条 委員会は、審査の申出がされたときは、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第24条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに、審査申出書の副本を市長に送付しなければならない。

2 委員会は、相当の期間を定めて、市長に正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

3 委員会は、市長から弁明書の提出があったときは、その副本を審査申出人に送付しなければならない。

4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、委員会が定めた期間内にこれに対する反論書を提出することができる。この場合において、

審査申出人は、正副 2 通の反論書を提出しなければならない。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その副本を市長に送付しなければならない。

第 9 条第 3 項第 1 号及び第 5 項第 3 号中「住所及び氏名」を「氏名又は名称及び住所」に改める。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条第 1 項中「除く」を「除く。」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 4 節中第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

2 法第 4 3 3 条第 1 2 項の規定による通知は、前項の決定書の謄本をもってこれをしなければならない。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(審理手続の終結)

第 1 2 条 委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 委員会は、前項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審査申出人及び市長に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

(川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 2 条 川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 3 6 年川崎市条例第 2 3 号）

の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 審査請求

第17条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「行なう」を「行う」に、「異議のある」を「不服のある」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって地方税法（昭和25年法律第226号）第432条第1項の規定による審査の申出ができる期間の初日が平成28年4月1日以後であるもの（以下「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

行政不服審査法等の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。